

栃木市スポーツマスタープランとの照合によるスポーツ行政評価について
(評価要領)

H30.1 スポーツ振興課

1 目的

平成28年3月に策定した本市スポーツマスタープランは、平成30年3月で丸2年を迎えることになる。マスタープランの計画見直しは、平成31年度を目途に行う予定であることから、その中間年度に当たる平成29年度中に、見直し前の中間評価として、本市のスポーツ行政をマスタープランに記載された施策や指標に照らし合わせ、実施の状況評価を実施し、今後のスポーツ振興に役立てることを目的とする。

2 評価方法

スポーツ振興課の係長以上の職員による内部評価を行い、その後スポーツ推進審議会の委員により外部評価を実施する。

3 内部評価の方法

内部評価は、スポーツ振興課の課長及びスポーツ振興係長、スポーツ施設係長及び各地域のスポーツ振興係長が行う。

マスタープラン本編41ページの基本施策と単位施策について、それぞれ42ページ以降の各指標や記載事項から、達成評価を、達成=A、達成間近=B、現状維持=C、検討中=D、未着手=Eの5段階で行い、それぞれの理由をコメントする。

4 外部評価の方法

外部評価は、スポーツ推進審議会委員が行う。

マスタープラン、過去3回の審議会で提出された資料及び内部評価資料に基づき、履行状況評価を、良好=5、やや良好=4、普通=3、良好とはいえない=2、良好ではない=1の5段階で行い、特筆すべき部分についてコメントを行う。

なお、満点は基本施策105点、単位施策190点となり、合計点数をスポーツ行政の現状評価とする。

5 評価の公表

スポーツ推進審議会において評価の実施がなされることから議事録の公表によるものとする。